

中小企業者等とは

1 資本金の額、常時使用する従業員の数のいずれかが次に該当する会社又は個人

業種	資本金の額(出資の総額)	常時使用する従業員の数
製造・建設・運輸・ソフトウェア・情報処理サービス業など	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業	—	法人 300人以下 個人 100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下

※個人及び医業の場合は、常時使用する従業員の数のみが該当要件になります。

- 2 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律又は商店街振興組合法に基づく組合であって、当該組合員の2分の1以上が本市において事業を営んでいる者
- 3 常時使用する従業員の数が300人(小売業を営む者にあつては50人、卸売業又はサービス業を営む者にあつては100人)以下の特定非営利活動法人

小規模事業者等とは

1 資本金の額、常時使用する従業員の数のいずれかが次に該当する会社又は個人

業種	資本金の額(出資の総額)	常時使用する従業員の数
製造・建設・運輸・ソフトウェア・情報処理サービス業など	1,000万円以下	20人以下
商業(卸売業、小売業及び飲食業)・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)	1,000万円以下	5人以下
医業	—	法人 20人以下 個人 5人以下

※個人及び医業の場合は、常時使用する従業員の数のみが該当要件になります。

- 2 事業協同小組合、組合員の数が20人以下の企業組合又は常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合であつて、当該組合員の2分の1以上が本市において事業を営んでいる者
- 3 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を営む者にあつては5人)以下の特定非営利活動法人

※次に該当する者は、「常時使用する従業員」に含まれません。

- 1 会社の役員
- 2 労働基準法第20条に規定する解雇の予告を必要としない短期間アルバイトなどの臨時的な従業員(実質、常雇関係にある場合は「常時使用する従業員」に含める。)
- 3 個人事業主及び個人事業主と生計を一にする三親等以内の親族である家族従業員
- 4 特定非営利活動法人の役員

融資申請に必要な書類

融資申請には、融資申請書の他に下記の書類が必要になります。なお、追加の資料が必要になったり、逆に省略できる場合もありますので、受付機関にご相談下さい。

共通項目	法人の場合	個人の場合
事業計画書 許認可証の写し (設備資金の場合) 見積書、カタログ、建築図面など	法人及び代表者の印鑑証明書 定款 現在事項全部証明書 株主名簿 決算報告書 3期分 最近の試算表 法人市民税の納税証明書	住民票(世帯全員) 印鑑証明書 確定申告書 3期分 最近の試算表 個人市民税の納税証明書

融資に関するご相談

札幌中小企業支援センター〔(一財)さっぽろ産業振興財団〕

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル2階

TEL(011)200-5511 FAX(011)200-4477

URL: <http://chusho.center.sec.or.jp/>

《融資制度の運用》

札幌市経済観光局産業振興部商業・経営支援担当課(融資制度担当)

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎15階

TEL(011)211-2372 FAX(011)218-5130

URL: <http://www.city.sapporo.jp/keizai/center/> E-mail: kin-yu@city.sapporo.jp

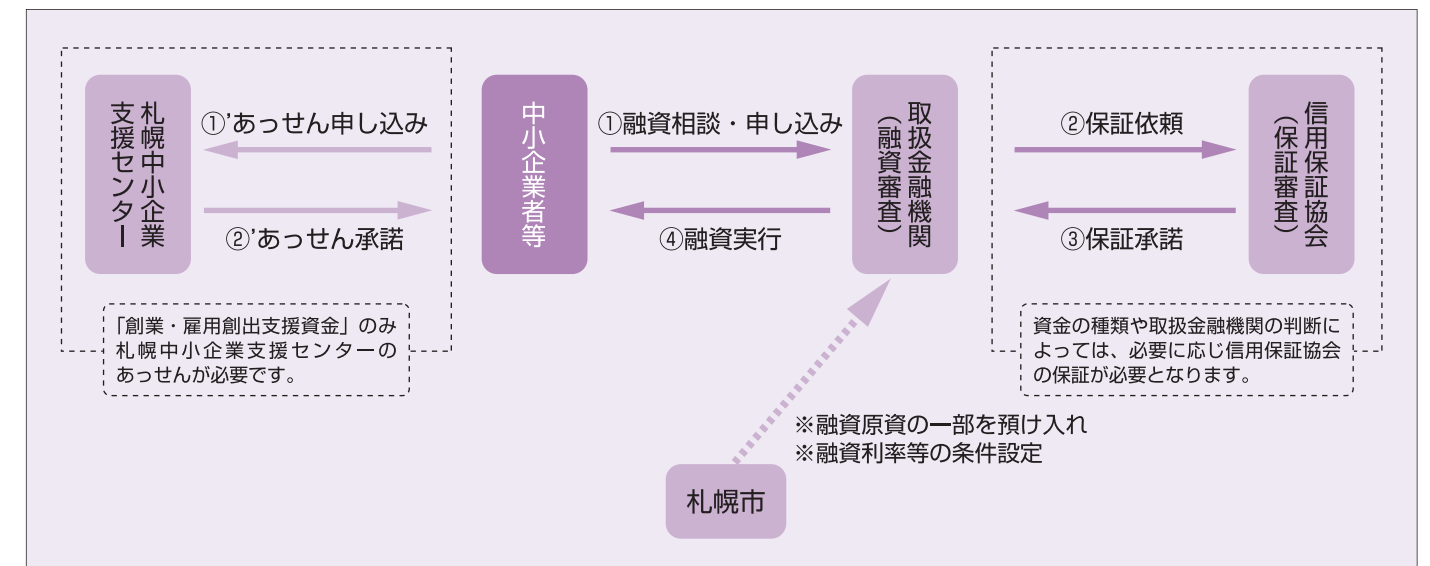


札幌市中小企業融資制度のご案内

札幌市中小企業融資制度とは

- ・札幌市では、市内中小企業者等の皆様が、事業を行っていくうえで必要な資金を円滑に調達できるよう、銀行・信用金庫・信用組合などの取扱金融機関と連携し、札幌市中小企業融資制度を設けています。
- ・札幌市は、取扱金融機関に対して融資原資の一部を預け入れることにより、長期で安定した融資を実現しています。
- ・融資の実行に際しては、取扱金融機関が融資審査を行ったうえで、札幌市が定める条件(融資利率、融資期間等)の範囲内で貸し付けを行います。

流れ・しくみ



※申し込みから実際のお借り入れまでにかかる日数につきましては、借入希望金額や資金用途等によって異なります。申し込み先の取扱金融機関にご確認ください。

ご利用いただける方

次のすべてに該当する中小企業者等。ただし、資金ごとに特別の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 1 市内において事業を営んでいること
- 2 借入金の返済が確実であると認められること
- 3 市税を滞納していないこと
- 4 事業に係る許認可等を受けていること
- 5 現に銀行取引停止処分を受けていないこと
- 6 暴力団及び暴力団員、その他これらに準ずる者でないこと

※農業・林業・漁業及び遊興娯楽業など、一部対象外の業種があります。

札幌市経済観光局産業振興部商業・経営支援担当課(融資制度担当)

札幌市中小企業融資制度

検索

一般中小企業振興資金（マル札資金）

資金名	融資対象	資金用途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率	担保	保証人	信用保証協会の保証【注1】	受付機関		
産業振興資金	中小企業者等	運転資金 設備資金 (市内の設備投資に限る)	2億円	運転資金 7年以内 設備資金12年以内 (2年以内)	年2.0%以内	必要に応じて要	法人は必要に応じて要、個人は不要	必要に応じて要	みずほ銀行※ 北洋銀行※ 北海道銀行※ 北陸銀行※ 青森銀行※ みちのく銀行※ 七十七銀行 第四銀行※		
短期サポート 特別枠	融資期間が1年以内の短期運転資金を必要とする中小企業者等	運転資金	5,000万円	1年以内	年1.7%以内						
札幌みらい資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1) 「観光」「食」「環境（エネルギー）」「健康福祉・医療」「IT・クリエイティブ」に関連する者 (2) 女性の活躍を推進するための取り組みを行い、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業 認証の認証（ステップ2以上）を取得した者	運転資金 設備資金 (市内の設備投資に限る)	2億円	運転資金 7年以内 設備資金15年以内 (2年以内)	年1.5%以内	原則として無担保	法人は必要に応じて要、個人は不要	必要に応じて要	北海道信用金庫※ 室蘭信用金庫※ 空知信用金庫※ 苫小牧信用金庫※ 北門信用金庫※ 北空知信用金庫※ 日高信用金庫※ 旭川信用金庫※ 稚内信用金庫※ 留萌信用金庫※ 北星信用金庫※ 大地みらい信用金庫※ 速軽信用金庫※		
小規模事業資金	小規模事業者等 ※資本金等が1,000万円以下又は常時使用従業員数20人 (商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業は除く）は5人）以下の会社又は個人等		1,500万円	7年以内 (1年以内)	年1.0%以内						
小口資金	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」を利用する小規模企業者		2,000万円	10年以内 【注2】 (1年以内)	年1.3%以内	必要に応じて要	法人は必要に応じて要、個人は不要	保証付 (札幌市が信用保証料の1/4を補給します。)	北央信用組合※ 札幌中央信用組合※ ウリ信用組合※ 空知商工信用組合※		
景気対策 支援資金	信用保証協会の「セーフティネット保証制度」を利用する中小企業者等		5,000万円	10年以内 (2年以内)	5年以内:年1.3%以内 10年以内:年1.5%以内					保証付 (札幌市が信用保証料の1/2を補給します。)	いずれも原則札幌市内の 各店舗
経営力強化 支援資金	信用保証協会の「経営力強化保証制度」を利用する中小企業者等 ※「事業計画書」の提出が必要です。		1億円	運転資金5年以内 設備資金7年以内 【注3】 (1年以内)	年1.3%以内						
新型コロナウイルス 対応支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1) 新型コロナウイルス関連肺炎の流行により直接または間接の影響を受け、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少することが見込まれる者 (2) 新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者 (3) 新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証）の規定による認定を受けた者 ※取扱期間 令和2年2月10日～令和3年3月31日	2億円	10年以内 (3年以内) 【注4】	年1.0%以内	保証付 (札幌市が信用保証料の全額を補給します。)	上記受付機関のうち、 ※のある金融機関					
新型コロナウイルス 緊急資金	新型コロナウイルス対応支援資金の融資申請を行う中小企業者等で、新型コロナウイルス対応支援資金の融資実行までの間の事業資金が切迫している中小企業者等 ※取扱期間 令和2年4月21日～令和3年3月31日	運転資金	500万円 【注5】	10年以内 (3年以内)	年1.0%以内	原則として 無担保	不要	いずれも原則札幌市内の 各店舗			

お申し込みは、直接、右記の受付機関へ

【注1】保証付の場合、所定の信用保証料が必要になります。(各保証制度の対象業種や内容等に関するお問い合わせ先：北海道信用保証協会 TEL 241-2231)

【注2】ただし、手形貸付は1年以内、手形割引は6か月以内となります。

【注3】ただし、保証付の既往借入金を借り換える場合は10年以内となります。

【注4】ただし、危機関連保証を利用する場合は、据置2年以内となります。

【注5】ただし、同時に融資申請を行う新型コロナウイルス対応支援資金の融資額の4分の1以内となります。

特別資金

資金名	融資対象	資金用途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率	担保	保証人	信用保証協会の保証【注1】	受付機関
創業・雇用創出 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1) 市内で創業する者及び創業後5年未満の者 (2) 融資申請日前6か月以内に、新たに常用従業員を1名以上雇用した者	運転資金 設備資金 (市内の設備投資に限る)	5,000万円 【注6】	10年以内 (2年以内)	年1.1%以内	必要に応じて要	法人は必要に応じて要、個人は不要	必要に応じて要 (札幌市が信用保証料の1/4を補給します。)	札幌中小企業 支援センター TEL.200-5511
事業革新 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1) 新規性、技術性又は独創性を有する事業に取り組む者 (2) 成長の見込まれる新分野への進出を目指す者 (3) 商店街の活性化に資する事業に取り組む者 (4) 海外への販路拡大及び海外拠点の設置や拡張に取り組む者 (5) 事業引継ぎ支援センターや認定経営革新等支援機関などの支援を受け、 事業承継に取り組む者 ※中小企業者の代表者及び事業を営んでいない個人を含む	運転資金 設備資金 (市内及び海外の 設備投資に限る)	2億円	運転資金 7年以内 設備資金15年以内 (2年以内)					
大型設備投資 支援資金	設備投資額が5千万円以上の大型の施設等を設置若しくは増改築 又は機械設備等の購入を行う中小企業者等	設備資金 (札幌圏の設備投資に 限る) 【注7】	5億円	15年以内 流通団地及び 工業団地内の場合 は20年以内 (2年以内)					

お申し込みは、直接、右記の受付機関へ

【注6】ただし、創業する者（創業から3ヶ月以内を含む）は、必要額の9割以内となります。

【注7】札幌圏とは、札幌市、小樽市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市及び当別町となります。

※金融機関及び信用保証協会の審査の結果によってはご希望の融資を受けられない場合があります。